

○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

〈農村振興課〉

農地や水路などの農村の地域資源は、農業生産だけでなく農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなど多面的機能を有し、県民に限りない恵みを与えています。しかし、近年の過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保全管理が困難になってきています。

このため、平成 19 年度から農村の地域資源や豊かな生態系、美しい農村景観などを保全する地域が主体となった共同活動や老朽化した農業用施設の補修・更新等に対して支援する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を推進しています。

平成 28 年度は、864 の活動組織により、36,035ha の農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られています。

○豊かな生きものを育む水田

〈農村振興課〉

かつて、琵琶湖周辺の水田ではフナ、コイ、ナマズなどの湖魚たちが琵琶湖と水田を行き来し、また、平野部から中流域にかけてはホタル、ドジョウ、カエルあるいはカスミサンショウウオなどが水田と水路、あるいは水田と里山とを行き来するなど、様々な生きものがそれぞれの生育段階に適した場所へと移動できる環境が農村地域にはあり、豊かな生態系が保たれていました。



生きもの観察会の様子

しかし、農業生産性あるいは生活の利便性を向上させるための整備や開発により、このような環境が失われ、水田周辺で見られる生きものが減少していきました。

そこで、水田とその周辺に生息する生きものが各ゾーンを行き来できる環境を取り戻すため、「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めています。

■魚のゆりかご水田プロジェクト

琵琶湖とその周辺の水田は、かつて琵琶湖の増水時にほとんど落差なくつながり、湖魚が容易に往き来できる環境でした。琵琶湖から水路を通過して水田にのぼってきた湖魚は、そこで産卵、成育していましたが、昭和 40 年代以降、琵琶湖周辺で様々な整備が進められた結果、こうした水田環境は一時、失われてしまいました。



魚道を勢いよく遡上するコイ

そこで本県では、農業用排水路に魚道を設置するな

どしてかつての環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトにより、かつての水田環境が再生されるほか、魚道を設置した地域では生きもの観察会が開催されるなど、子ども達の貴重な環境学習の場の提供にもつながっています。

■魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田」に取り組む、かつ農業を使用する場合は魚類などへの影響の少ないものに限るなどして作られたお米を『魚のゆりかご水田米』として県が認証しています。



魚のゆりかご水田米

トピックス

東近江市「栗見出在家町魚のゆりかご水田協議会」が、滋賀県初となる日本農業賞・大賞を受賞

〈農村振興課〉

「日本農業賞」は、日本放送協会（NHK）と全国農業協同組合中央会（JA 全中）、各都道府県農業協同組合中央会が昭和 46 年度に創設したものです。

この賞に設けられている 3 つの部門のうち、農業者と消費者を結ぶ優れた活動や、未来の豊かな生き方・地域づくりへのヒントとなる食や農の活動を行っている団体や個人を表彰する「食の架け橋の部」において平成 28 年度、東近江市の「栗見出在家町魚のゆりかご水田協議会」が、滋賀県初となる大賞を受賞しました。

当協議会は、平成 18 年度から「魚のゆりかご水田」の取組を開始し、農業者のみならず自治会、子ども会、老人クラブ等々、非農家も含む地域住民が一体となって活動に取り組み、琵琶湖の生物多様性の保全、付加価値の高い「魚のゆりかご水田米」づくりを進めています。

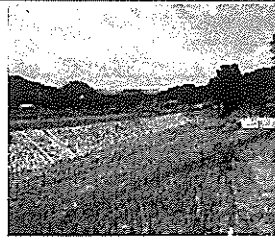
こうした活動のほか、田植えや稲刈りなどの農業体験イベント、生きもの観察会、あるいは小学校への出前授業など、「食」と「農」をつなぐ環境教育・食農教育を通じて、地域を担う次世代の育成へ取り組んでいることなどが評価され、今回の受賞へとつながったとのこと。

県では、この滋賀ならではの取組である「魚のゆりかご水田」の普及・拡大に向けて、県内各地域の活動を支援しています。

○多自然川づくり

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。

〈流域政策課〉



大石川単独河川改良事業(大津市)

○緑地環境保全地域・自然記念物

〈自然環境保全課〉

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成26年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

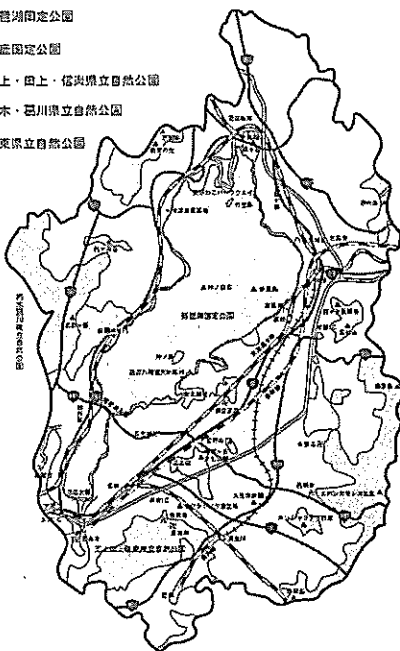
また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、18箇所の自然保護地など約447万㎡を公有化しています。

○自然公園の指定

〈自然環境保全課〉

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国立公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、自然公園面積比率(県面積に占める自然公園面積の割合)は37.30%です

- 琵琶湖国立公園
- 鈴鹿国立公園
- 三上・田上・信楽県立自然公園
- 朽木・葛川県立自然公園
- 湖東県立自然公園



○伊吹山の自然再生

〈自然環境保全課〉

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されてきましたが、現在では、年間約30万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

こうしたことから、かつてのお花畑では採草が行われなくなったことにより、低木林やススキが繁茂したり、また山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏

み荒らしによる重要植物の減少や外来植物の侵入など、お花畑への影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20年(2008年)5月に伊吹山自然再生協議会を設置し、「伊吹山再生全体構想(平成21年(2009年)3月)」を策定しました。この中で、伊吹山の再生に向け、①お花畑の維持、復元、②優れた景観の維持、創造などの課題について、目標と取組方針、役割分担などを定め、協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板、道標の設置、登山道の修繕および低木・ススキの伐採など、全体構想実現のための取組を進めています。

また、平成26年度から入山協力金を導入し、伊吹山の適正な管理に活用しています。

近年、伊吹山山頂のお花畑においてニホンジカの食害が急激に広がり、お花畑の存亡の危機となっていることから植生防護柵の設置を行い、保全対策に取り組んでいます。



伊吹山山頂お花畑案内図や立入防止柵の設置

○びわこ地球市民の森

〈都市計画課〉

本県では、緑を再生するため、野洲川南流の廃川敷地を活用して、多くの人々と共に、長い時間を掛け、様々な生き物が暮らす豊かな森を再生する事業に取り組んでいます。

この森は、「びわこ地球市民の森」として、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」、「訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹等からなる林の形成」をコンセプトに、植栽基盤や園路などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、一般から参加者を募り、苗木植樹を中心に行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成26年

(2014年)3月末までに、延べ45,944人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。その後は県民の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、間伐などの植栽管理を実施しています。

○琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針 ～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

〈流域政策局〉

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。

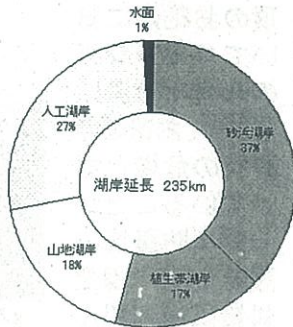
■基本方針

- ◆人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ◆事業の評価を施策に反映
- ◆地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類

(平成14年(2002年)河港課(現流域政策局調査))

- 砂浜湖岸: 水際線が砂浜である湖岸。
- 植生帯湖岸: 水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
- 山地湖岸: 背後地に山地が迫っている湖岸。
- 人工湖岸: 水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
- 水面: 河口部などの水面。
- ※水際線: B.S.L(琵琶湖基準水位) ±0.0m付近として調査した。



みどりづくりの推進

○琵琶湖森林づくり基本計画

〈森林政策課〉

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16年(2004年)3月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできました。

しかし近年、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全、林地境界の不明瞭化など、新たな課題が顕在化してきました。

また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林資源の循環利用を進める必要があり、県産材の利用の拡大が求められています。

このため、平成27年度に見直しを行った基本計画に基づき、このような課題に的確に対応していくこととします。

トピックス

「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定しました

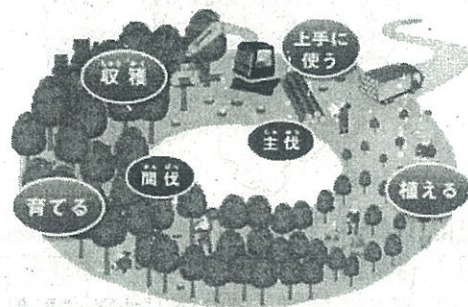
〈森林政策課、森林保全課〉

県では、森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階へと移行しつつある中、森林資源の循環利用に取り組み、川上から川中・川下、すなわち木材の生産から流通・利用に至る林業・木材産業の活性化に向けた「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定しました。

このプランでは、「山を活かし、水源を育み、地域を元気にするしがの林業・木材産業」を目指す姿とし、本県の林業成長産業化における課題に対応するため、次の5つの方向を定めています。

- (1) 森林資源の循環利用による活力ある林業の推進(主として川上)
- (2) 木材利用のニーズに対応した加工・流通体制の整備と物流の強みを活かした県産材の販路拡大の推進(主として川中)
- (3) 豊かな暮らしの実現に貢献する幅広い県産材の利用(主として川下)
- (4) しがの林業成長産業化を実現する専門性の高い人材の育成
- (5) 琵琶湖の水源林や環境保全に資する林業成長産業化への取組

今後このプランに基づき、林業の成長産業化を目指し、関係者の皆様とともに取組を進めていきたいと考えています。



森林資源の循環利用イメージ

(「植える→育てる→使う→植える」サイクル)

○森林資源の循環利用の促進

〈森林政策課〉

■木質バイオマス資源の協働生産の体制整備

(木の駅プロジェクト推奨事業)

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その7割近くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで滋賀県では、未利用材の有効活用を拡大させるため平成27年度から琵琶湖森林づくり県民税を活用し、「木の駅プロジェクト推奨事業」を展開しています。

これにより、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。



甲賀市での取組状況

■薪ストーブ等の導入支援

(木質バイオマス利活用促進業)

森林の保全だけでなく、地球温暖化の防止や二酸化炭素の削減のためには、山で生産された薪などの木材を有効に利用することが大切です。

これらを私たちの生活の中で無駄なく使い、資源やエネルギーの地産地消を図るため、県では、県内に居住されている方や事業を営んでいる方を対象として、薪ストーブやペレットストーブを住宅や事業所などに設置される際の購入経費を助成しています。

平成28年度は、60台の機器の導入を支援しました。



薪ストーブ

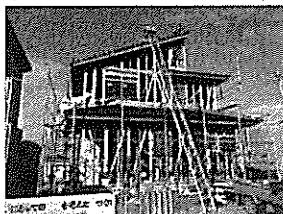
■県産材(びわ湖材)の利用促進

(木の香る淡海の家推進事業)

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要になってきました。

このため、「びわ湖材」※を利用した木造住宅の新設や耐震改修を支援し、県産木材に対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。平成28年度は、125戸の木造住宅の新設を支援しました。

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材です。

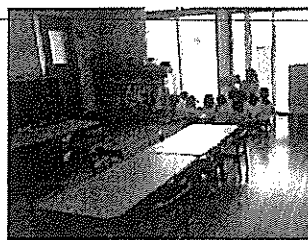


びわ湖材を使用した住宅

■木製品の導入支援

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品等に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さをPRするとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「びわ湖材利用促進事業」を実施しています。

この事業では、小中学校等に木製の学習机と椅子、あるいは学習机用の木製天板を導入するとともに、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや障害者福祉施設、さらには医療法人が整備した病院等、公共性が高く多くの人の目に触れるところで、びわ湖材とその加工品を使用した木製品の導入を推進しています。



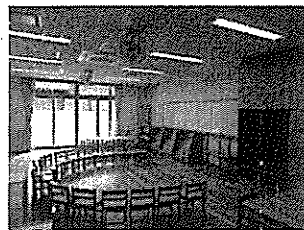
東近江市あかね幼稚園

○県産木材の利用促進

〈森林政策課〉

本県の森林で育てられたスギやヒノキを伐採し、県内で加工や利用する地産地消の推進は、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材関連産業の振興に貢献します。

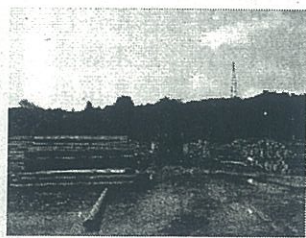
また、木材利用は地球温暖化防止にも貢献しています。特に、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まった平成24年(2012年)7月以降は、木質バイオマス発電の燃料としての木材の価値が高まるなど、木材利用の意義はますます大きくなっていることから、県産木材の利用促進に向けた取組を強化することとしています。



彦根市平田こども園

■生産体制の整備

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、大口需要者のニーズに応じたロットの確保や品質の安定化に対応するため、素材生産を一層拡大していく必要があります。



滋賀県森林組合連合会 木材流通センター

そのため、滋賀県

森林組合連合会と森林組合が「県産材生産流通ネットワーク協議会」を組織し、生産情報等の一元管理を行うこととしています。山土場での素材の集積情報をリアルタイムで把握し、情報端末等を活用してシステムによる情報管理を行うことで、素材の安定供給を行うとともに、地域の森林整備の担い手である森林組合間の情報共有にも結びつくことから、県ではこれらの体制整備に対して支援を行うこととしています。

■流通体制の整備 (木材安定供給体制の強化)

本県では、搬出間伐の実施に伴い、森林組合系統の素材生産量が増加していますが、その中には、曲がりや節などにより、住宅の柱などの製材品には使えないものも含まれており、このような木材(B・C材)は、合板、集成材、チップなどに利用されます。



大規模工場への運搬

このため、森林組合が生産するB・C材を集約販売する滋賀県森林組合連合会木材流通センター(東近江市)が、大口需要者である県内外の製材工場への販路拡大や価格交渉を行い、木材の安定供給取引を締結し、出荷にあたっては、ロットの取りまとめや需給調整を行う必要がありますので、これらの業務を行う高度な専門性を持った木材流通コーディネータの設置を支援しています。

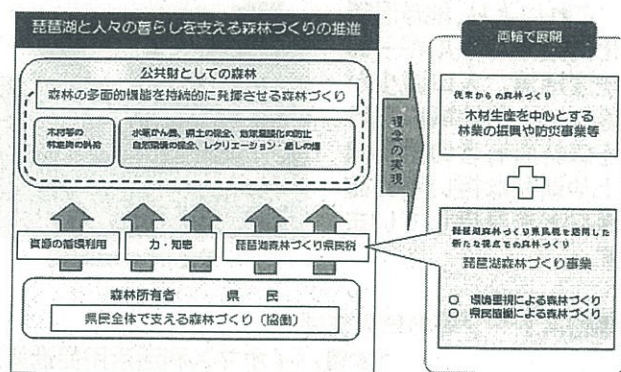
また、木材流通センターを通じた木材販売に集中的に取り組む森林組合等に対し、出荷協定に基づく出荷量に応じた支援を行うとともに、木材市況の動きに柔軟かつ瞬時に対応するため、木材流通センターに対し支援を行い、県産材の安定供給体制の強化をさらに推進することとしています。

○琵琶湖森林づくり県民税

〈税政課、森林政策課〉

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同してご負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割りの額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200~88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。



○環境に配慮した森林づくりの推進

〈森林政策課、森林保全課〉

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

一方で、人工林のうち間伐などの保育が必要な9齢級(45年生)以下の森林が未だ多くを占めるなか、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齢の樹木が混在する環境林へ転換するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、平成28年度は、森林を健全な状態に保つための間伐等の森林整備を2,354ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成28年度末の保安林面積は、65,634haと民有林面積の約36%を占めています。

■森林認証取得の推進

森林認証制度は、第三者機関が、持続可能な森林経営や環境保全への配慮に関する一定の基準・指標に基づいて森林を認証（FM 認証）するとともに、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理する認証（CoC 認証）により、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証材への期待が高まる中、本県の森林所有者および事業者による森林認証取得件数は、FM 認証1件、CoC 認証2件（H28年度末時点のSGEC 認証件数）であり、今後の一層の取得森林面積の拡大と取得事業者の増加が望まれます。そのため、県では取得の一層の推進を図るために、森林認証取得にかかる審査費用の支援をしています。

■（一社）滋賀県造林公社の本格的な伐採

（一社）滋賀県造林公社は、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林（もり）づくり」を経営理念に県内森林面積の約1/10の森林を整備しています。

また、この造林公社の森林は、平成27年度から順次伐期を迎えているところであり、この森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう配慮しながら木材生産を進めています。

造林公社は、琵琶湖の水源林としての森林を保全するとともに、木材生産が県内林業の活性化に繋がるよう、林業の成長産業化の牽引役として重要な役割を担っています。

○巨樹・巨木林の保全

〈自然環境保全課〉

山里の文化や暮らしとともに残されてきた貴重な巨樹・巨木林を次世代に残すために、県、市、森林所有者等との間で締結する協定に基づいて実施する保全活動や、周辺環境整備を支援しています。これまで高島市朽木と長浜市余呉町で352本の巨木等について協定を締結し保全を実施しています。



○県民の協働による森林づくりの推進

〈森林政策課〉

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。

■県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。（平成28年度実績3地区）

■森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるように、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。

（「森づくりネット・しが」への登録 80団体）

トピックス

一都市と山村をつなぐ

『ながはま森林マッチングセンター』

〈森林政策課・森林保全課〉

平成28年10月、長浜市木之本町に『ながはま森林マッチングセンター』が開設されました。

当センターでは、林業や山村振興に関する専属アドバイザーを配置し、山村と都市のニーズをワンストップでつなぐ相談窓口としての役割を担うほか、炭焼きや薪割りなどを体験する「林業お試し就労体験」や、山村ビジネスの創出に向けた「Nagahama 山村にぎわい塾」など、山村暮らしをサポートする取組が進められています。

また、交流の場として「山門水源の森現地交流会」や「大箕山菅山寺体験交流会」を開催するなど、山村地域の自然や歴史的資源の魅力を県内外に広く発信しています。

今後、この地域の豊かな資源を活かした産業や就労機会が創出され、山村の振興に寄与することが期待されます。

○次代の森林を支える人づくりの推進

〈森林政策課〉

森林を適切に保管理していく上で、県産木材の有効利用の促進が大変重要となっています。このため、森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保に取り組んでいます。

また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園や、山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。



Nagahama 山村にぎわい塾



大箕山菅山寺体験交流会

○企業の森づくり

〈森林政策課〉

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。



設定地で企業の方々と



企業の方々と作業風景

○滋賀県森林 CO₂ 吸収量認証制度

〈森林政策課〉

環境貢献などを目的として森林づくり活動を行う企業や団体などが整備する森林について、二酸化炭素の吸収量を数値化し認証する取組を行っています。森林整備を行うことで、森林の多面的機能を高めるとともに、二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止に貢献できます。申請された団体には、年間の二酸化炭素吸収量の数値等を記載した認証書を交付しており、平成28年度には7団体に認証書を交付しました。



認証書



「山を活かす、山を守る、山に暮らす交流会2016」で認証書を交付しました。

○「緑の募金」活動の推進

〈森林政策課〉

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、(公財)滋賀県緑化推進会が、春(4月1日～5月31日)と秋(9月1日～10月31日)に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。

トピックス

2021年「第72回全国植樹祭」滋賀県開催が内定

〈森林政策課、森林保全課〉

「全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春に天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きをはじめ、県内外からの多くの参加者のもとで記念植樹や各種表彰行事などが行われる国土緑化運動の中心的な行事です。

2021年に開催される「第72回全国植樹祭」の開催県に滋賀県が内定しました。本県では、1975年(昭和50年)に「第26回全国植樹祭」として栗東市にある金勝山(現:滋賀日産リーフの森(県民の森))をメイン会場に開催されて以来、46年ぶり2回目の開催となります。

現在、学識経験者や森林・林業関係団体等で構成する「第72回全国植樹祭滋賀県準備委員会」を設立し、開催理念などを盛り込んだ基本構想の策定作業に取り組んでいるところです。

滋賀県での開催を県民総ぐるみで盛り上げ、琵琶湖をはじめとする滋賀の魅力や本県の森づくりの取組を全国に発信していけるよう、しっかりと準備を進めていきます。



第26回全国植樹祭滋賀県大会
(昭和50年5月25日開催)
天皇陛下によるお手植え



第72回全国植樹祭
滋賀県準備委員会設立
(平成29年9月26日開催)

「温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会」

「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を目指します。

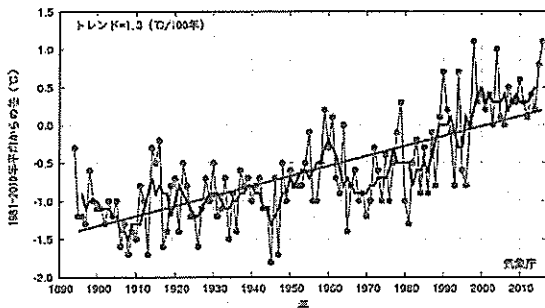
<現況>

■地球温暖化と温室効果ガス排出の状況

産業革命以降、化石燃料を大量に消費してきたことにより、現在の大気中の二酸化炭素（温室効果ガスのうち最も代表的なガス）濃度は、産業革命以前の平均値と比べ約42%増加しています。

大気中の温室効果ガス濃度が高くなると、地球温暖化が進行します。世界の年平均気温は、100年あたり約0.72℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。また、日本では約1.19℃、本県では約1.3℃の上昇となっています。（図表20）

図表20 彦根の年平均気温の経年変化



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
 ※基準値は1981～2010年の30年平均値
 太線（青）：偏差の5年移動平均直線（赤）：長期的な変化傾向

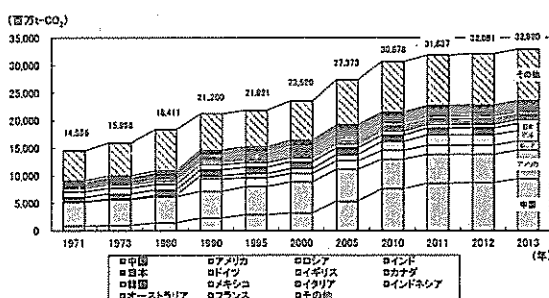
彦根地方気象台提供

地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の世界全体の排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けています。（図表21）

一方、県域の温室効果ガス排出量は、2009年度（平成21年度）には1990年度（平成2年度）比で約18%減まで削減できていました。しかし、その後発生した東日本大震災の影響により電気の二酸化炭素排出係数（単位消費電力量あたりの二酸化炭素排出量）が上がったことなどを受け増加し、2014年度（平成26年度）には1990年度比で約2.1%の増加となっています。（図表22）

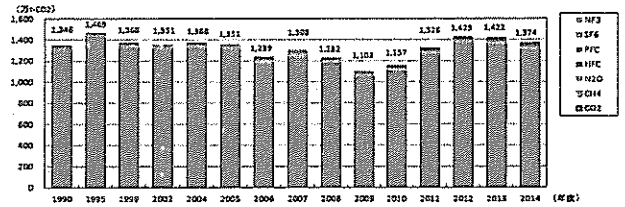
本県における二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています。また、部門別の二酸化炭素排出量の推移およびエネルギー消費量の推移とも、産業部門および運輸部門では1990年度（平成2年度）比で減少しているものの、家庭部門および業務部門は増加しています。（図表23、24、25）

図表21 世界の二酸化炭素排出量の推移

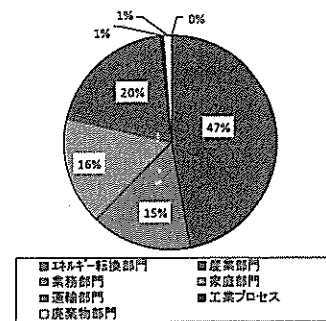


出典：EDMC「エネルギー・経済統計要覧2011、2015、2016」

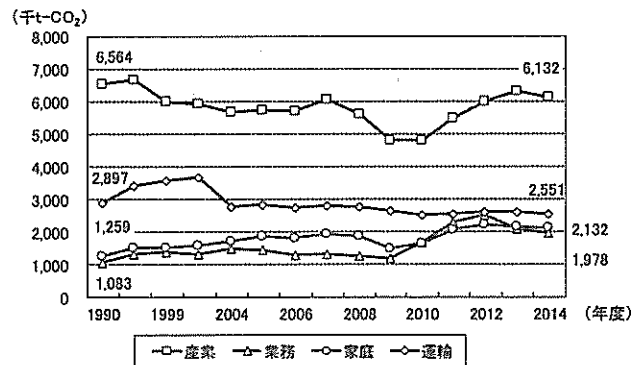
図表22 県域の温室効果ガス排出状況



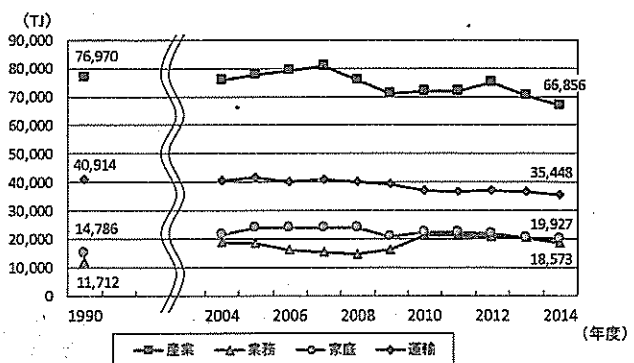
図表23 県域の部門別二酸化炭素排出量割合（2014年度）



図表24 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移



図表25 県域の部門別エネルギー消費量の推移



■地球温暖化に対する世界や国の動向

地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、どのような仮定（シナリオ）を当てはめても、21世紀末の気温は現在よりも上昇すること、また、シナリオによっては最大4.8℃の気温上昇となることが示されています。さらに、同報告書

では、「人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しています。

このような中、地球温暖化問題は世界的な対応が進められており、2015 年（平成 27 年）12 月には、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、気温上昇を産業革命前と比べ 2°C 未満に抑える「2°C 目標」の設定とともに、1.5°C に抑える努力を追求することに言及しています。また、各国で実効ある対策を講じることを求めています。

日本においては、このパリ協定を批准し、2016 年（平成 28 年）5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

＜課題および今後の取組＞

■本県における地球温暖化の影響

年平均気温の上昇にとともに、本県においても、それによる影響が県域全体に様々な形で現れています。水稻においては、白未熟粒や胴割粒といった外観品質の低下、自然生態系においては、県内ではあまり見られなかった南方系のツマグロヒョウモン（蝶）の増加が見られます。また、琵琶湖においては、暖冬であった 2006～2007 年（平成 18～19 年）と 2015～2016 年（平成 27～28 年）に全循環の遅れが発生しています。

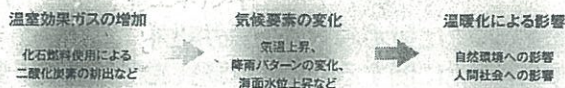
本県の年平均気温は、将来気候で約 2.9°C の上昇が予測（「地球温暖化予測情報第 8 巻（気象庁、平成 25 年）」に基づく気候予測）されており、今後、感染症の原因となる蚊やダニなどの分布可能域が変化することによる感染症リスクの増加、渇水被害の発生など、さらに深刻な影響が現れることも考えられます。



ツマグロヒョウモン

■「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定

このような中、本県では、2012 年（平成 24 年）に策定した「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を 2017 年（平成 29 年）3 月に改定しました。この中で、温室効果ガス削減目標についても見直しを図り、『2030 年度において、2013 年度比 23% 減の水準を目指す』と設定しました。また、気候変動の影響を不可避として、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を新たに位置づけ、温室効果ガス排出抑制を目指した「緩和策」とともに、温暖化対策の両輪として取り組んでいくこととしました。



緩和

温室効果ガスの
排出を抑制する

適応

自然や人間社会の
あり方を調整する

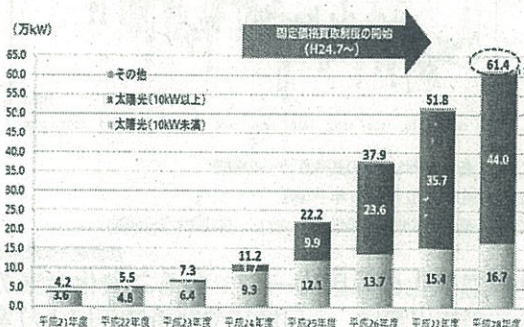
■「しがエネルギービジョン」の策定

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの効率的な活用の推進等を図っていくことが必要です。（図表 26）

本県では、エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、2016 年（平成 28 年）3 月に「しがエネルギービジョン」を策定しました。

これにより、現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現するため、原発に依存せず、「社会」「環境」「経済」の各側面からの要求をも同時に満たす、持続可能な新しいエネルギー社会を創造し、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出します。

図表 26 再生可能エネルギー発電設備の導入状況（累積ベース）



※平成 23 年度までは J-PEC 等データ、平成 24 年度は関西電力提供データ等、平成 25 年度以降は資源エネルギー庁の FIT 公表データを使用。

■県民や事業者に期待される取組

低炭素社会・省エネルギー型社会の実現には、県民や事業者など、すべての主体が「自分ごと」として捉え、積極的に参画する必要があります。そのため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」および「しがエネルギービジョン」には、県民や事業者等に期待される取組例についても示しています。

さらに、県民には適応策の実践（既に現れ始めている影響への対処）、事業者には自社の事業活動における気候リスク管理とともに、適応をビジネスの機会とした製品・サービスの展開などが求められます。

県では、県民や事業者等へ普及啓発等により情報提供を行うことで、理解を深めてもらうとともに、取組を進めていただく環境づくりを行ってまいります。

低炭素社会づくりに向けた条例と計画

<温暖化対策課>

〇滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、本県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成 23 年(2011 年)3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(低炭素社会づくり推進条例)を制定し、平成 24 年(2012 年)4月に完全施行しました。

条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取組について規定しています。

低炭素社会づくり推進条例の構成

基本事項	
第1章 総則	〇 目的、基本理念 〇 県・事業者・県民等の責務
各主体・各分野における取組・施策	
第2章 県による基本的施策等	〇 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定 〇 県の率先実施
第3章 事業活動に係る取組	〇 エネルギー使用量の把握、省エネルギーの使用等 〇 事業者行動計画制度
第4章 日常生活に係る取組	〇 エネルギー使用量の把握、省エネルギーの使用等 〇 低炭素地域づくり活動計画
第5章 建築物・まちづくりに係る取組	
第6章 自動車等に係る取組	〇 アイドリングストップ等 〇 自動車管理計画制度
第7章 森林の保全・整備等	第8章 農業、水産業に係る取組
その他	
第9章 雑則	〇 罰則 〇 附則、勧告、公表

取組を推進する上での基本理念

低炭素社会づくり推進条例では、基本となる考え方を、4つの基本理念として定めています。

この基本理念は、次の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」においても、計画の基本方針として定めています。

- 基本理念1 社会経済構造の転換
- 基本理念2 あらゆる者の主体的・積極的な参画
- 基本理念3 様々な分野における取組の総合的な推進
- 基本理念4 環境保全と経済発展の両立

〇滋賀県低炭素社会づくり推進計画

本県では、「地球温暖化対策推進法」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、平成 24 年(2012 年)3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画の策定から 5 年経過したこと、また、地球温暖化に対する世界や国の動きに対応するために、平成 28 年3月策定の「しがエネルギービジョン」を踏まえ、平成 29 年3月に本計画を改定しました。

トピック

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定

<温暖化対策課>

改定した本計画の概要は、次のとおりです。

【目指すべき将来像】

今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会(脱炭素社会)を目指し、2030 年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。

【温室効果ガス排出量削減目標】

排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、2013 年度比 23%減(※)の水準を目指す。

※国の計画における電源構成に基づいた場合は 29%減

【改定要点】

- エネルギー起源 CO₂の部門別削減対策の部門を「産業」「業務」「家庭」「運輸」とし、部門ごとの対策による効果を「見える化」するために、「対策数値指標」を設定。
- 気候変動の影響を不可避として、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を新たに位置づけ、これまでの温室効果ガス排出抑制を目指した「緩和策」とともに、温暖化対策の両輪として取り組む。

(緩和策)取組の体系イメージ

